

商品名		○浜田市水洗便所改造資金		
ご利用いただける方	○浜田市水洗便所改造資金融資斡旋を受けられる方。 ○年齢が満20歳以上満70歳未満の方。 ○安定継続した収入の見込まれる方。			
お使いみち	○市町村の下水道に接続するために行う既存の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事、又は浄化槽を廃止する工事等これらに併せて行う排水設備の設置工事に対する工事費。			
ご融資金額	○150万円以内(1万円単位)、ただし融資斡旋額以内			
ご利用期間	○5年以内(据置はございません)			
ご融資利率	○固定金利 3.90% (毎年度浜田市と協議のうえ決定します。)			
ご返済方法	○毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。 ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の50%までとします。			
毎月のご返済の目安	○1年127,656円、3年44,219円、5年27,557円 (ご融資額150万円の場合の元金と利息の合計額)			
保証人	○保証人は原則として不要です。			
その他	○詳しくは、当金庫の窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○ご融資金完済後、浜田市より申請に基づき直接利子相当額の補給がございます。 ○お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。			
(参考) 浜田市の斡旋条件	○市税、公共下水事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。 ○自己資金のみでは改造工事費を一時に負担することが困難であること。 ○融資を受けた資金を償還できること。 ○取扱金融機関の融資条件に該当すること。 ○供用開始から3年以内に行う改造工事であること。			
	個人	市町村	金融機関	
取扱 フ ロ ー 	<p>●①斡旋申請→→→→→→→→→→●②審査依頼→→→→→→→→→→●</p> <p>●←←←←←←←←④斡旋可否通知●←←←←←←←←③審査結果回答●</p> <p>⑤工事着工</p> <p>⑥工事完了</p> <p>●⑦完了届→→→→→→→→→→●</p> <p>●←←←←←←←←⑧金額決定通知●⑧融資依頼→→→→→→→→→→●</p> <p>●⑨借入れ手続き→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→●</p> <p>●←←←←←←←←業者への振込←←←←←←←←←←⑩融資●</p> <p>●←←←←←←←←←←⑪実施報告●</p> <p>●⑫元金・利子返済→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→→●</p> <p>○融資完済</p> <p>●⑬利子補給申請→→→→→→→→→→●←←←←←←←←⑬利子明細報告●</p> <p>●←←←←←←⑭利子補給決定通知●</p> <p>●⑮利子補給請求→→→→→→→→→→●</p> <p>●←←←←←←←←←←⑯利子補給●</p>			
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室(9時~17時):電話(0855-22-1851)へお申し出ください。			

## 商品名

## ○浜田市水洗便所改造資金

\* お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く)
時 間	9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金(祝日、年末年始 除く)	月～金(祝日、年末年始 除く)	月～金(祝日、年末年始 除く)
時 間	9:30～12:00、 13:00～15:00	10:00～12:00、 13:00～16:00	9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん

商品名	○浜田市水洗便所改造資金
	<p>相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<a href="http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/">http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/</a>) をご覧ください。</p> <p>(1) 現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2) 移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

## 日本海信用金庫